

# 下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等について（概要版）

平成21年6月3日  
中小企業庁

## 1. 下請代金法に基づく取締状況（平成20年度）

### （1）警告文書の発出、改善指導措置

下請代金法に基づき、親事業者及び下請事業者を対象として書面調査や立入検査を行い、警告文書の発出や改善指導を行っている。

	対親下請事業者 書面調査数	対親事業者			
		書面調査数	警告文書発出 企業数	立入検査 企業数	改善指導措置企業数 (措置件数)
20年度	202,153	27,743	8,329	1,117	1,004(2,472)
19年度	130,877	18,241	6,954	979	903(1,887)

なお、違反行為の取締りを強化するため、平成19年度は約13万件であった書面調査数を今年度は約20万件に増加させた。

### （2）法違反の禁止行為の内訳

法違反の禁止行為の内訳は、下請代金の支払遅延、減額が多く、この二つで全体の約82%を占めている。

受領拒否	支払遅延	減額	返品	買叩き	利用強制	報復措置	早期決済	困難手形	利益要請	やり直し	合計
15	405	279	18	43	0	0	23	39	5	4	831
1.8%	48.7%	33.5%	2.2%	5.2%	0.0%	0.0%	2.8%	4.7%	0.6%	0.5%	100.0%

### （3）下請代金の減額分及び支払遅延利息の支払状況

親事業者270社に対して、総額約12.5億円の下請代金の減額分や支払遅延分の返還等を行わせた。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
返還額（百万円）	165	231	1,245
親事業者数	178	238	270

## 2. 「下請かけこみ寺」事業の現状

### (1) 「下請かけこみ寺」事業の実績

下請取引に係る各種相談に親身になって対応するため、(財)全国中小企業取引振興協会に「下請かけこみ寺」本部、全国47都道府県の下請振興協会に「下請かけこみ寺」を平成20年4月に開設し、**下請かけこみ寺相談3,836件(例年は年間200-300件)、無料弁護士相談394件及びADR業務の調停申立受理19件を行った。**

下請代金法	建設業法	貨物自動車運送事業法	その他	合計
894件	914件	214件	1,814件	3,836件

### (2) 弁護士無料相談の実績

平成20年度補正予算により、全国の「下請かけこみ寺」において、164名の登録**弁護士を活用した無料相談を11月17日から全国で開始し、394件の相談に対応した**(事業実施主体は全国中小企業団体中央会)。

### (3) 下請ガイドラインの普及啓発

下請ガイドラインの普及講習会を**469回開催し、9,110名の受講者**があった。

## 3. 事業者団体、経営者等に対する下請代金法セミナー

「下請取引適正化推進月間」事業の一環として、**事業者団体幹部に対して、下請代金法等に関するセミナーを開催(11月10,12,19日)し、178団体194名**が参加した。

また、平成20年度補正予算により、**経営者等に対する下請代金法講習会(トップセミナー)を全国約97カ所で開催し、受講した3,438名**に対して、法令遵守を徹底し、下請取引の適正化に向けた経済界全体の取組を促した。

#### 4. 下請取引の適正化等に係る通達の発出

19,873の親事業者及び764の事業者団体等に対し、下請取引適正化（下請代金法）及び下請事業者への配慮（下請振興法）を要請する通達を平成20年8月、11月及び平成21年3月に公正取引委員会等と連名で発出した。

#### 5. 下請ガイドラインの策定等

##### (1) 下請ガイドラインの策定

平成19年度に素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建設、トラック輸送及び建材・住宅設備の10業種について下請ガイドラインを策定し、**平成20年度は、既に策定している下請ガイドラインのうち4業種について改訂を行うとともに、新たに「放送コンテンツ」の下請ガイドラインを策定した。**

##### (2) 下請取引適正化推進会議の開催

平成21年3月に、下請取引適正化推進会議を開催し、下請事業者に過度な負担となっている取引慣行及び手形支払の問題点等に係る中間報告と提言を行った。